

改正健康増進法による受動喫煙防止対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校・病院</li> <li>・行政機関</li> <li>・児童福祉施設</li> </ul> <p>など</p>	<p>〈原則敷地内禁煙〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内は完全禁煙</li> <li>・受動喫煙防止措置を取れば屋外喫煙所を設置可能</li> </ul>
事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務所</li> <li>・ホテル</li> <li>・規模の大きな飲食店</li> </ul> <p>など</p>	<p>〈原則屋内禁煙〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「喫煙専用室」で喫煙可(飲食は不可)</li> </ul>
小規模既存飲食店		<p>・加熱式たばこは専用喫煙室で飲食可。全席を専用室とすることも</p>
【経過措置】	<p>客席100平方㍍以下の小規模既存飲食店</p>	<p>● 喫煙可能なことを店頭表示</p>
屋外・家庭など		<p>● 喫煙する場合は周囲の状況に配慮</p>

間に施行された改正法が屋外喫煙所を容認したこと、敷地内全面禁煙とはならなかつた。

齊藤さんは20年に県が実施し未公表だった職員の意識調査結果を情報公開制度で入手し分析。4割強の人が職場で受動喫煙を経験したと答え、敷地内全面禁煙への賛成は57%、勤務時間内禁煙への賛成は52%に上つた。

第2期（24～35年度）基本計画の行政機関についての目

# 目立つ対策の「抜け道」

禁煙学会シンポ

## 受動喫煙防止の現状報告

道」が指摘されている。鳥取市にある産後ケア施設の代表、川口映子さんは県内の2大学の実情を把握するため、学生225人に実施したアンケートの結果を発表し

■業界との関係絶て  
同学会員の齊藤智恵理さん

飲食店ではさりに、紙巻きたばこ同様に受動喫煙の害があるとされる加熱式たばこを特別扱いし喫煙しながらの飲食を認めるなど、多くの「抜け道」が指摘されている。

改正を働きかけ

標は「日常生活で受動喫煙の機会を有する人の割合が〇%」。日本たばこ産業の資金で屋外喫煙所が作られた県の施設もある。齊藤さんは「県は業界と関係を絶ち、敷地内全面禁煙を実施すべきだ」と訴えた。

折坂さんは「喫煙所設置など分煙対策は有効に働くが、チーム全体のパフォーマンス低下が危惧される。喫煙者を禁煙に導けるよう後押ししていきたい」と述べた。

「住宅での受動喫煙被害を考える会・兵庫」の阿部まゆみさんは、集合住宅で居室内での喫煙が周囲に受動喫煙被害を及ぼしているとして、法整備の必要性を指摘した。

弁護士の岡本光樹さんは、「25年4月には改正健康増進法の全面施行から満5年を迎える、見直しの検討が始まることで、対策の抜け道をふさぐ改正に向けて具体策を提言したい」と語った。

公益財団法人中国労働衛生協会（広島県福山市）の折坂智恵子さんは、従業員の喫煙率が38%と非常に高い企業から相談を受けた事例を紹介。アンケートをすると「非喫煙者の7割弱が受動喫煙の害を感じている」「5割近くは喫煙者が喫煙のため席を離れることで業務上の不利益を感じている」と分かった。

「住宅での受動喫煙被害を考える会・兵庫」の阿部まゆみさんは、集合住宅で居室内での喫煙が周囲に受動喫煙被害を及ぼしているとして、法整備の必要性を指摘した。弁護士の岡本光樹さんは、「25年4月には改正健康増進法の全面施行から満5年を迎える、見直しの検討が始まる。対策の抜け道をふざく改正に向けて具体策を提言したい」と語った。

すこやか  
ゼミ